

関原発 第 98 号
2020年 5月14日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 森本孝

「高浜発電所3, 4号機の特定重大事故等対処施設等が
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について」の変更について

2020年1月29日に提出した「高浜発電所3, 4号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について（関原発 第481号）」について、高浜発電所3号機の定期検査の状況を踏まえ、別紙のとおり変更いたします。

別紙 高浜発電所3号機 特重施設等設置に係る定期検査の対応の変更

高浜発電所3号機 特重施設等設置に係る定期検査の対応の変更

高浜発電所3号機について、以下の通り定期検査開始日を変更する。

【変更前】

1 定期検査開始日

経過措置期間が満了する日までに発電を停止し、定期検査を開始する。

	定期検査開始日	経過措置期間満了日
3号機 第25回定期検査	2020.8.2	2020.8.3

【変更後】

1 定期検査開始日

2020年1月6日より第24回定期検査を開始し、現在、冷温停止状態^{*}にあるが、特重施設等の使用前検査に合格するまでの期間、冷温停止状態を継続する。

	定期検査開始日	経過措置期間満了日
3号機 第24回定期検査	2020.1.6	2020.8.3

※ 保安規定に定める原子炉の運転モードを「モード5」、「モード6」又は「モード外」にすること

(理由)

高浜発電所3号機については、2020年2月18日に発生した蒸気発生器伝熱管の損傷に伴い、損傷の原因調査及び対策の検討を実施しているが、今後点検範囲を拡大し調査を実施するため、対策完了までには一定の期間を要する見込みである。これにより現在実施中の第24回定期検査中に特重施設等の経過措置期間が満了する日を迎えることから、定期検査の開始日を変更する。

以 上